砂防分野の人材育成に係る会計処理規約

〔目的〕

第1条 砂防分野に従事する人材の育成を図るために開催される、砂防学会が主催する砂防現地 視察等(以下「砂防学会主催現地視察等」という。)において、参加する学生(以下「参加 学生」という)に支出される支援金の会計処理を円滑に行うことを目的に、会計処理規約 (以下「規約」という。)を定める。

[適用の範囲]

第2条 本規約は、参加学生に適用する。

[会計責務]

第3条 支援金の会計及び運用に関し、砂防学会及び参加学生が責務を負うこととする。

[支援金受給]

第4条 運営担当が行う支援金の支給に対し、やむを得ない事情を除き参加学生本人が受給する。

附 則 本規約は、2025年9月29日より適用する。